

仕様書

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 本仕様書は令和 8 年度被災家屋等解体・撤去処理業務 舢倉島地区に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この仕様書に記載する用語の解釈は次の通りとする。

- (1) 「委託者」とは、輪島市をいう。
- (2) 「受託者」とは、本業務を受託し、輪島市と契約を締結した者をいう。
- (3) 「監督員」とは、委託者が本業務を担当する職員として受託者へ通知した者をいう。
- (4) 「現場責任者」とは、契約の履行に関し各現場業務の管理及び統括を行う者で、受託者が定めた者をいう。
- (5) 「所有者等」とは、委託者へ解体・撤去処理を申し出た被災家屋等の所有者（委任を受けた代理人を含む。）をいう。

(機密の厳守)

第 3 条 受託者は本業務について機密を守り、許可なく公表、転用及び貸与をしてはならない。特に個人情報の取扱については、別紙「個人情報取扱特記事項」による他、委託者と協議のうえ、厳正に行う。

(準則)

第 4 条 本業務を行うにあたっては、①業務委託契約書、②本仕様書、③特記仕様書に基づき綿密入念に行わなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 5 条 本業務を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の他、関係する法令、条例等を遵守しなければならない。

(疑義の解釈)

第 6 条 本仕様書及び特記仕様書の解釈に疑義が生じた場合は委託者と協議し、決定するものとする。また、本仕様書及び特記仕様書に明示されていない事項があるとき又は内容に相互符合しない事項があるときは双方協議して定めるものとする。

ただし、本仕様書及び特記仕様書に明示されていなくとも、技術的に当然必要なもの又は現場の都合上欠くことのできないもの等により生ずる軽易な事項については委託者の指示に従わなければならない。

(賠償責任)

第 7 条 受託者は、本業務の履行により受託者の責に帰すべき理由により委託者又は第三者に損害を与えたときは賠償の責を負わなければならない。また、その事実を委託者に速やかに報告しなければならない。

2 前項に関らず、業務を行うにつき生じた損害（第三者に及ぼした損害も含む。）について、委託者の責に帰すべき事由によるものについては、委託者が負担するものとする。

第2章 業務の範囲・工程・履行計画

(業務概要)

第8条 本業務は令和6年能登半島地震により被災した家屋のうち、本市が所有者等から申し出を受けた被災家屋等の解体・撤去、及び廃材運搬に係る一連の業務を行うものである。

(業務場所)

第9条 業務場所は、輪島市海士町舳倉島地内の被災家屋等のうち、立会を経て市が確定したものとする。

(履行期間)

第10条 本業務の履行期限は令和9年3月31日とする。

(業務内容)

第11条 受託者は以下の業務を行うものとする。

- (1) 所有者等と事前現場立会を行い、解体対象家屋等を確認する業務
- (2) 上記にて確認した解体対象家屋等の解体・撤去・廃材運搬に係る一連の業務(以下「解体業務」という。)
- (3) 解体業務完了後、所有者等と現場立会を行い、業務完了を確認する業務
- (4) 上記のほか、本業務を実施するにあたり付随する業務

(特記仕様書)

第12条 本業務において必要な事項の詳細は、特記仕様書に定める。

(安全管理)

第13条 受託者は業務履行にあたっては細心の注意をはらい、労働安全衛生法及び関係法令を遵守し、公衆並びに従業員の安全を図らなければならない。

(業務計画書等)

第14条 受託者は業務履行に際して以下に示す書類を遅滞なく作成し、本市に提出しなければならない。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 業務体制表
- (4) 施工体系図
- (5) 作業員名簿
- (6) その他必要に応じ監督員が指示するもの

(施工計画書)

第15条 受託者は、各解体業務着手に先立ち事故防止・環境保全等に配慮した「解体業務施工計画書」を作成し、監督員へ提出するものとする。このとき、所定の様式にて提出するものとする。

(保安及び衛生管理)

第16条 受託者は、業務履行にあたっては労働安全衛生に関する諸法規に基づき、安全衛生に関する専任管理者を定めて、所定の手続きを行うと共に最善の注意による安全衛生管理を行わなければならない。

2 受託者は、その作業員の現場における生活環境に留意し、風紀秩序の維持に努めなければならない。

3 受託者は、整頓を励行し、防火、防犯に留意しなければならない。

(官公署への諸手続き)

第 17 条 本業務を行うため必要な官公署その他に対する諸手続きは受託者が全ての手続きを行うものとする。

(経費の負担)

第 18 条 本業務履行において使用する水、電力、燃料及び通信等に必要な仮設物の設置並びに経常費は原則として受託者の負担とする。

(中間報告)

第 19 条 受託者は、委託者が委託期間内に中間報告を求めた場合、速やかに報告しなければならない。

(進行状況)

第 20 条 受託者は、本業務の進行状況について委託者が報告を求めた場合、速やかに委託者に報告しなければならない。また、監督員は成果品の確認を行うと共に、作業の実施報告についても随時報告を求めることができる。

第 3 章 業務履行

(主任技術者等)

第 21 条 受託者は、建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者（建設業法 26 条第 3 項に該当する場合にあっては専任の主任技術者）を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。主任技術者を変更した時も同様とする。

2 受託者は、建設業法第 26 条第 2 項に該当する場合、同項に規定する監理技術者（建設業法 26 条第 3 項に該当する場合にあっては専任の監理技術者）を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。監理技術者を変更した時も同様とする。

(現場管理)

第 22 条 受託者は、作業中交通及び保安上の障害とならないよう機械器具等を使用のつど整理・整頓し、現場内及びその付近は常に清潔に保たなければならない。

(業務完了時の処理)

第 23 条 解体業務が完了したときは、受託者は速やかに不要材料及び仮設物を処分又は撤去し、清掃しなければならない。

(仮設物)

第 24 条 本業務に必要な仮設物（詰所、材料置場、便所等）については、本業務委託料に含むものとする。なお、業務完了後は速やかに復旧しなければならない。

(作業工程および時間)

第 25 条 作業は、原則として日曜日及び祝祭日等の休日を除く午前 8：00～17：00 までの間に行うものとする。ただし、緊急作業又は作業工程上やむをえない場合はこの限りでない。この場合、委託者及び関係機関に事前に報告を行うこととする。

(工事支障物)

第 26 条 事前現場立会いで確認した解体業務の支障となる堀や立木等を撤去する場合は、所有者等と事前現場立会い等により確認すること。

(完了検査等)

第 27 条 完了検査は、業務完了届及び完了報告書等が提出された後、委託者が定めた検査員により行うものとする。ただし、作業中途における検査が必要な場合は、その

都度行うものとする。

（委託料）

第 28 条 受託者は、業務完了届を提出のうえ第 27 条に定める検査を受けるものとし、検査に合格した時は委託料の支払いを請求するものとする。

第 3 章 記録及び提出書類

（解体業務の記録及び完了報告書）

第 29 条 着手前・業務中及び業務完了後の写真を、当該解体・撤去家屋等が特定できる背景を入れ同一方向より撮影し、「完了報告書」・「損壊家屋等解体・撤去処理業務実績報告書」・「解体作業週報」・「損壊家屋等解体・撤去立会確認書」・「解体作業記録写真」・「廃棄物運搬車搬出時写真」を提出すること。なお、「損壊家屋等解体・撤去立会確認書」は所有者等の署名及び捺印を受けたものとし、完了後速やかに提出すること。

（打合せ記録簿）

第 30 条 業務にかかる打合せ等について、打合せ記録を作成し監督員に提出するものとする。

（提出書類）

第 31 条 提出書類は、原則として次の一覧により作成し、遅滞なく監督員に提出するものとする。

提出書類	備考	提出時期	部数
着手届	別紙様式 1	契約日から 14 日以内	1 部
監理技術者等通知書	別紙様式 2-1.2	〃	〃
業務計画書等 業務計画書・業務工程表 業務体制表・施工体系図・作業員名簿	別紙様式 3 任意書式	〃	各 1 部
主任技術者等通知書	別紙様式 2-3	〃	1 部
現場責任者届	別紙様式 2-4		
解体業務施工計画書	別紙様式 4	業務開始前	1 部
アスベストに係る事前調査結果一覧表	別紙様式 5	事前調査後速やかに	1 部
完了報告書等 被災家屋等解体・撤去完了報告書 再資源化等報告書 その他本市が必要と認めた書類	指定様式	解体作業終了後すみやかに	各 1 部
解体作業・運搬車搬出時記録写真	任意書式		
業務完了届	様式 6		
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 4 条に規定する書面（変更様式）	指定様式	（変更があった場合）	1 部

特 記 仕 様 書

(適用)

- 1 本特記仕様書は、令和 8 年度 被災家屋等解体・撤去処理業務 舢倉島地区において必要な事項を定める。

(事前立会)

- 2 着手にあたっては所有者又はその代理人（以下「所有者等」という。）及び市担当職員等と事前現場立会を行い、解体対象家屋等を確認すること。

思い出の品（アルバム・位碑等）や貴重品等の取扱いについて、所有者等と引渡し日時・方法等を協議すること。

(解体作業記録及び完了報告書)

- 3 着手前・業務中及び業務完了後の写真を当該解体・撤去家屋が特定できる背景を入れた同一方向より原則として三箇所において撮影して「被災家屋等解体・撤去処理業務完了報告書」と共に提出すること。

(現況確認・記録)

- 4 解体作業着手に先立ち、敷地境界の確認を行い、解体作業で移動するおそれがある場合は、関係者立会いの上、控え杭を事前に設置すること。また、隣接構造物の現況確認を行い、既に損傷している部分等がみられる場合は適宜写真撮影をするなどして記録を行うこと。

(作業中の安全確保)

- 5 作業にあたっては作業方法・作業手順等、作業計画を事前によく検討し、状況に応じて誘導員を適切に配置する等、第三者の安全確保に努めること。

(賠償の義務)

- 6 隣接構造物に損傷を与えないよう十分注意すること。誤って損傷を与えた場合には原因者の責任において直ちに復旧すること。その際、監督員にその事実を速やかに報告すること。

作業により道路の汚れ等、周辺に悪影響を及ぼした場合は速やかに適切な処理を講じること。

(所有者等への協力)

- 7 家屋の解体作業中の思い出の品や貴重品等の取出しについては、十分安全な状態を確保したうえで、できる限り取出しに協力し、所有者等へ引き渡すこと。なお、所有者が取り出せなかった不要な残置物は、所有者の承諾を得て、解体時に分別して仮置場に搬入すること。

(敷地境界の保全)

- 8 作業にあたっては敷地境界に留意し、境界杭等がある場所は、それを保全して施行すること。

(解体作業)

- 9 解体・撤去対象の範囲等は地上部分を原則とし、基礎については、境界に影響がない範囲について解体を行うものとする。また、所有者等からの申し出があった場合、地上部に限る倒壊又は損傷している塀等並びに浄化槽又は便槽について解体撤去の対象とする。なお、撤去を行わなかった地下配管等については、キャップ等の必要な対処を行うこと。

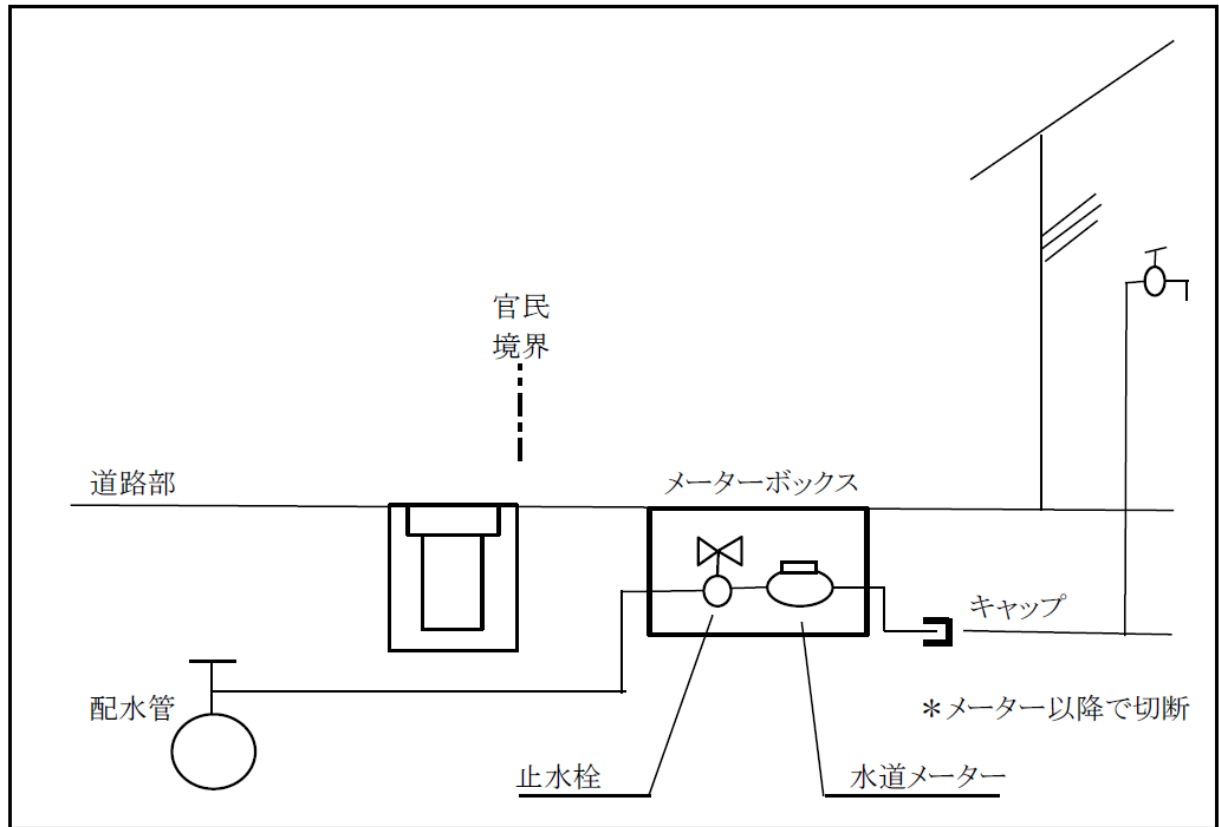
(水道給水管のキャップ止め)

- 9-1 受託者は、輪島市水道部局が管理する配水管への不明水や異物等の混入及び給水装置からの漏水を防止するため、解体着手前に水道メーター 2 次側の給水管にキャップ止めをすること。

(1) 受託者は、キャップ止めする際は、専用の接着剤等により適切に固着すること。

(2) 受託者は、解体着手前に水道メーター位置及び給水管の配管状況を確認し、解体作業に際しては、給水装置を破損しないように十分注意を払うこと。

- (3) 受託者は、キャップ止め工事に伴い、掘削した箇所は、陥没の恐れのないよう十分に締め固めること。
- (4) 受託者の行為により給水装置を破損した場合は、速やかに輪島市水道部局へ連絡したうえ、輪島市水道部局の指示に従うこと。
- (5) 受託者は、次に示す状況写真を提出すること。なお、写真撮影については、工事看板などで場所が明確に判別できるように撮影すること。
- ア 給水管にキャップ止めをした位置が分かる状況写真
 - イ 給水管にキャップ止めをした状況写真（施工前、完了で各1枚）
 - ウ キャップ止めした時の水道メーターの指針状況写真
- (6) 給水管のキャップ止め位置については、次図を参考にすること。



(廃材処理)

- 10 解体後の廃棄物は、別表に定める区分に従い分別して市が指定する仮置場に搬出すること。また、コンクリート塊については30cm程度以下に割って搬出すること。なお、分別区分は搬入場の事情等により変更になる場合がある。

(処理困難物等)

- 11 解体作業中、ヒ素・カドミニウム等を含有する（又は含有が疑われる）石膏ボード等がある場合はその事実が判った時点ですみやかに監督員に報告し、搬出方法の指示を受けること。なお、危険物その他処理が困難なものについては、別の搬出先を指定する場合がある。

(廃材運搬)

- 12 解体後の廃棄物運搬を協力業者に請負わせる場合は、可能な限り廃棄物収集運搬業者を使うこと。また、運搬にあたっては交通関係法令を遵守し、過積載等の違法運行が行われないよう必要な措置と積載物の飛散・落下防止について適切な措置をとること。

(粉塵対策)

- 13 解体作業にあたっては、粉塵等の発生防止のため、現場散水やシート養生する等の対策を講じること。

(アスベストに係る事前調査結果一覧表)

- 14 「事前調査結果票」を作成し、「アスベストに係る事前調査結果一覧表」に取り

まとめ、速やかに提出しなければならない。

(石綿含有建材の処理)

- 15 大気汚染防止法における特定建築材料（吹付石綿、石綿を含有する断熱材・保温材及び耐火被覆材）以外の石綿含有建材等（以下「石綿含有成形板等」という。）の撤去の際は、「被災建築物等の解体時の石綿飛散・ばく露防止のための特記仕様書」に基づき行うこと。

また、解体作業中、石綿含有建材（又は含有が疑われる建材）があった場合は、その事実が判った時点で速やかに監督員へ連絡し、適切に処理すること。

別表 分別区分

分別品目

No	大品目	小品目	No		
1	可燃物	可燃物（畳、マットレス以外）	30	その他	処理困難物（薬品系）
2		可燃物（畳、マットレス）	31		蛍光灯等水銀含有物
3	木くず	木くず（柱角材）	32		廃電池類（バッテリー）
4		木くず（柱角材以外）	33		消火器（大型）
5		生木（枝葉）	34		消火器（小型）
6		生木（幹）			
7		生木（根株）			
8		付着物のあるもの			
9	不燃物	不燃物（瓦）			
10		安定型物 A（15 cm 以下）			
11		安定型物 B			
12		管理型物 A			
13		管理型物 B			
14	金属くず	金属くず			
15	がれき類	コンクリートがら			
16	その他	廃石綿			
17		エアコン			
18		テレビ			
19		冷蔵庫・冷凍庫			
20		洗濯機・衣類乾燥機			
21		小型家電			
22		業務用冷蔵庫・クーラー			
23		フロン等含有製品			
24		太陽光パネル			
25		金庫			
26		廃タイヤ			
27		処理困難物（廃液類）			
28		処理困難物（鉛使用）			
29		処理困難物（スプレー缶）			

（仮置場管理作業）

- 17 本業務の被災家屋の解体・撤去により仮置場に搬入した廃材については、指定する仮置場で分別管理しすることとし、以下の業務を行うものとする。

（１）仮置場の整備

業務場所にて作業を行うために必要な環境整備と維持を行う。

（２）廃棄物の仮置き

仮積場に搬入した廃棄物を分別品目毎に指定の方法により整理して保管を行う。

（３）着手前・業務中及び業務完了後の写真を同一方向より撮影して完了報告書と共に提出すること。また、作業日ごとに搬入の管理記録を作成すること。

（４）提出書類は、原則として次の一覧により作成し、遅滞なく監督員に提出するものとする。

提出書類	備考	提出時期	部数
完了報告書等 仮置場管理完了報告書 廃棄物管理表 その他本市が必要と認めた書類	指定様式	作業終了後すみやかに	各１部
分別管理記録写真	任意書式にて提出		

（宿泊・定期船船賃）

- 18 本業務における島内の民間の宿泊施設に係る宿泊費、定期船の船賃が必要な場合は、下記の条件を満たす場合に実績により変更計上することができる。

（１）宿泊場所は、舢倉島内であること。

（２）宿泊費について、実費を計上する際は、宿泊に係る領収書が必要となる。なお、宿泊に係る飲食代は認められない。

（３）宿泊した作業員が当該業務に従事した日報、宿泊者名簿、宿泊先の領収書等を提出すること。

（４）定期航路の船賃については、作業員毎に領収書を提出すること。

アスベスト飛散・ばく露防止のための特記仕様書

1 目的

令和 8 年度被災家屋等解体・撤去処理業務 舩倉島地区に関して、石綿の飛散・ばく露防止を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 施工方法

(1) 事前調査

ア 建築物等の解体前に、大気汚染防止法における特定建築材料（吹付石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材及びその他石綿含有建材等）の有無について、事前調査を必ず実施すること。

イ 事前調査については、全ての解体対象建築物等について実施すること。

建材中の石綿含有に関する分析（定性・定量分析）が必要と判断された場合は、試料を採取し、速やかに、委託者に報告するとともに、委託者が指定する分析機関に、分析試料を着払いで発送すること。なお、吹付け材の試料採取に当たっては、表面にとどまらず下地近くまで採取する等、「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル(平成 30 年 3 月 厚生労働省)」を参考として実施すること。

ウ 事前調査において過去に行った石綿の分析結果を確認する場合は、建材中に大気汚染防止法で規制された 6 種類のアスベストがそれぞれ 0.1 重量%を超えて含有していないかを確認すること。なお、平成 18 年 9 月より以前に行われた分析ではこれが確認できない場合があるので注意すること。

エ 解体工事における事前調査は、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者及び令和 5 年 9 月 30 日以前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者が実施すること。

オ 事前調査の結果は、解体作業前（届出対象特定工事が必要な場合は工事開始の 14 日前まで）に委託者に報告すること。

なお、届出対象特定工事が必要な建築材料（以下、「届出対象特定建築材料」という。）が確認された場合は、この結果報告書のみでその位置が明確に特定できる場合を除き、その位置を具体的に示す簡易な図面、写真等を添付すること。

カ 事前調査において届出対象特定建築材料が確認された場合は、委託者に直ちに報告すること。なお、委託者が別途契約した届出対象特定建築材料の除去を行う者が、当該除去工事を行う際には、円滑、適切に除去工事が実施できるように協力すること。

キ 事前調査者は、届出対象特定建築材料が使用されていた建築物等が災害により倒壊したことにより廃棄物として処理されることとなったもの、あるいは建材から剥がれ落ちた届出対象特定建築材料についても、その有無及び状況を確認し、その結果を当該建築物等の解体の受託者並びに解体事業者を提供するとともに、オ) に記載の報告を行うこと。

なお、この場合において、石綿含有に関する分析（定性・定量分析）が必要と判断された場合は、イに準じた対応をとること。また、届出対象特定建築材料が確認された場合は、委託者に直ちに報告すること。

ク 事前調査の結果等に関して大気汚染防止法、石綿障害予防規則に定められた事項を、解体工事の場所において公衆及び作業者に見やすいように掲示すること。

なお、調査結果の概要として、届出対象特定建築材料が使用されていた場所

及び建材の種類を記載すること。

ケ 一定規模以上の解体工事*を行う際、受託者は、あらかじめ、石綿事前調査結果報告システムにより石川県及び労働基準監督署へ事前調査結果の報告を行うこと。

コ 受託者は、事前調査の業務を解体事業者に委任することができる。なお、これ以外の第3者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

※ 一定規模以上の解体工事とは、つぎのいずれかに該当する解体のことをいう

①解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事

②請負金額が税込み100万円以上の特定の工作物の解体工事

※ 特定の工作物は以下のものをいう。

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）

- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）

- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）

- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）

- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル

- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

サ 受託者は、「事前調査結果の記録」及び「特定粉じん排出等作業の記録」を5年間保存すること。

（2）石綿を含む災害廃棄物の取扱い

解体工事の場所において、届出対象特定建築材料が使用されていた被災建築物等が倒壊したことにより廃棄物として処理されることとなったもの、あるいは建材から剥がれ落ちた届出対象特定建築材料については、石綿障害予防規則を参考とした適切な呼吸用保護具着用の上、当該特定建築材料を粉じん飛散抑制剤等の薬剤により十分湿潤化した上で、除去回収し、廃石綿として取扱い、委託者の指示に従って撤去すること。なお、届出対象特定建築材料からのアスベストの飛散・ばく露の防止対策等について、事前に石川県生活環境部環境政策課、所管の労働基準監督署に相談すること。

なお、委託者が別途委託した届出対象特定建築材料の除去を行う者が、当該除去作業を行う際には、円滑、適切に除去作業が実施できるように協力すること。

また、同様の石綿含有建材についても、切断・破砕作業をできるだけ避け、これらの作業が必要な場合は、石綿障害予防規則を参考とした適切な呼吸用保護具着用の上、粉じん飛散抑制剤等により十分湿潤化した上で行うことにより、除去回収し、石綿含有廃棄物として取扱い、（4）エに準じて集積場まで運搬すること。

（3）届出対象特定建築材料の除去が困難な解体

倒壊等により人が立ち入ることが危険な状態のため、十分な事前調査ができず届出対象特定建築材料の有無が判断できない、もしくは当該特定建築材料を解体前に除去することが著しく困難と判断された場合は、委託者に速やかに報告するとともに、アスベストの飛散・ばく露の防止措置について、事前に石川県生活環境部環境政策課、所管の労働基準監督署と協議し、飛散・ばく露の防止のための適切な解体計画を検討すること。

（4）石綿含有成形板等の撤去

ア 石綿含有成形板等の撤去の際は、手作業で原形のまま取り外すことを原則とし、湿潤化し（著しく困難な場合を除く）、外周を養生シートなどで囲み飛散防止を図ること。また、石綿障害予防規則で定められた呼吸用保護具の着用を行うこと。

イ やむを得ず切断・破砕等により粉じんが発生する作業が生じる場合は、除去する石綿含有成形板等を粉じん飛散抑制剤等により湿潤化すること。

ウ イの作業によって、相当量の粉じん発生が見込まれる場合は、可能な限り作業場を密閉し、外部への飛散防止を図った上で、粉じん飛散抑制剤等の薬剤による湿潤化を行いながら作業すること。

必要に応じて、HEPA フィルター付き局所集じん装置、高性能真空掃除機等により飛散防止を図ること。その際、作業者はばく露防止に必要な装備をすること。

エ 撤去した石綿含有成形板等は原則として切断・破砕せず、他の廃棄物と区分して、集積場まで運搬すること。また、フレコンパック等の容器に入れた上で、運搬すること。

（５）法令及び本仕様の遵守について

この仕様書によるほか、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、大気汚染防止法における解体に伴うアスベスト飛散・ばく露の防止に係る項目、並びに廃棄物処理に当たっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。

石綿障害予防規則、大気汚染防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の所管部局の職員より、アスベストに関するこれら法令違反、もしくは本仕様書の項目が遵守されていないことにより、作業の中止を求められた場合は、作業を中止し、その指示に従うこと。

（６）工事の記録

（１）から（４）に記載の作業の実施状況を写真に記録し、５年間保存しておくこと。委託者からの求めがあった場合はこれを提出すること。

（参考 アスベストに係る事前調査関係提出書類一覧）

提出書類	備考	提出時期	部数
事前調査結果	参考様式（石綿事前調査結果報告システム）	調査完了後 すみやかに	１部

個人情報取扱特記事項

(趣旨)

- 第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 2 受託者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

- 第3 受託者は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

- 第4 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

- 第5 受託者は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。
- 2 受託者は、この契約に基づく事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 3 受託者は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元の契約内容にかかわらず、委託者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第6 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

- 第7 受託者は、この契約による事務を行うため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第8 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を受けたときは、この限りではない。
- 2 受託者は、委託者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請さ

せる場合には、委託者が受託者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 受託者は、この契約による事務を行うため委託者から提供を受け、又は受託者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに委託者へ返還しなければならない。ただし、委託者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 受託者は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、委託者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（管理状況の報告等）

- 第10 委託者は、受託者がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

（事故報告）

- 第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を委託者に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく委託者に報告しなければならない。

（指示）

- 第12 委託者は、受託者がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。